

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

地方の観光事業者と連携し、インバウンド誘客を目的としたプロモーション動画の企画・制作を通じて、単発の受発注関係に留まらない継続的なパートナーシップを構築する。広島を起点に、同様の課題を抱える全国の観光事業者との連携を拡大し、地域全体のインバウンド対応力向上に寄与する。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。取引にあたっては、業務内容および成果物の範囲を事前に明確化した上で、見積書および契約内容に基づき対価を決定し、一方的な条件変更や不利益な取引を行わない。また、制作した動画等の知的財産については、利用範囲・使用目的を明確に定め、取引先の事業活動を阻害しない適正な取扱いを徹底する。あわせて、支払条件についても事前に合意し、適切な支払期限を設定することで、公正かつ継続的な取引関係の構築に努める。

3. その他（任意記載）

動画制作業務においては、撮影・編集・運用支援等の作業内容を明確に区分した見積を提示し、取引先が事業計画に反映しやすい価格決定を行う。また、継続的な取引を前提とした価格設計とすることで、取引先においても適切な価格転嫁が可能となるよう配慮し、相互に持続可能な事業運営を目指す。

2026年1月28日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

BE Hiroshima 代表 五十嵐優太

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。